

プレスリリース

報道各位

理事会決議事項について

平成27年3月12日開催の第216回定例理事会において下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

記

1. 平成26年度定率会費確定（案）の件

平成26年度の定率会費は、大阪コメ 32.4円 東京コメ 59.4円 その他の商品 54円（すべて税込み）で確定した。

2. 平成27年度事業計画及び収支予算（案）審議の件

予算案について

・総額 368,280,000円 対前年比3.3%の減

以上、平成27年度の事業計画及び収支予算（案）については原案どおり承認され、3月25日（水）開催の臨時総会に付議されることとなった。

3. 平成27年度会費の賦課及び徴収方法（案）について

平成27年度の定額会費については、受託会員 135,000円 一般会員 21,600円、
予納定率会費については、大阪米穀 32.4円 東京米穀 59.4円 その他の商品
54円、受渡手数料については108円（すべて税込み）で承認された。

・定率会費単価は前年同様としている。

以上、平成27年度会費の賦課及び徴収方法（案）については原案どおり承認され、3月25日（水）開催の臨時総会に付議されることとなった。



4. 受託契約準則一部変更（案）の件（資料1）

原案どおり承認された

5. 第41回臨時総会付議事項及び日時の件

- ・日 時 平成27年3月25日（水）午後3時
- ・場 所 本所6階大会議室
- ・議 案
 - ① 平成27年度事業計画及び収支予算（案）の件
 - ② 平成27年度会費の賦課及び徴収方法（案）の件

以 上

受託契約準則変更理由書

平成 27 年 3 月 12 日
大阪堂島商品取引所

1. 変更の趣旨

受託会員の負担軽減等の観点から、金融商品取引業等に関する内閣府令の規定を参考に、委託者の保護に支障が生じない範囲内で、残高照合の頻度等を改正するもの。

2. 変更の内容

第 22 条（委託者に対する定期的な残高の照合等）

残高照合通知書の発行について、現行毎月 1 回以上から、以下のとおり変更する。

- ① 委託者から預り証拠金の差し入れ若しくは預託を受けた日から最長 3 ヶ月に 1 回以上
- ② 直近に通知した日から 1 年間取引が成立していない場合であって、預り証拠金の残高があるときは最長 1 年に 1 回以上
- ③ 委託者から取引が成立した場合にはその都度発行することについて請求があったときには取引成立の都度

なお、本変更の実施日については、附則において、農林水産大臣の認可を受けた日（平成 27 年 月 日）とする。

以 上

受託契約準則一部変更

資料1
大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変更	現行	備考
第1条～第21条 (省略)	<p>第1条～第21条 (省略)</p> <p>(委託者に対する定期的な残高の照合等) 第22条 受託会員は、委託者に対し、書面により、委託者から預り証拠金の差し入れ若しくは預託を受けた日の属する報告対象期間（1年を3月以下の期間ごとに区分した期間（直近に通知した日から1年間委託を受けた取引が成立していない場合であって、預り証拠金の残高があるときは、1年又は1年を1年未満の期間ごとに区分した期間）をいう。）の末日ごとに1回以上、次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剰額の返還について委託者の指示を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>2 受託会員は、前項の規定によるほか、委託者から請求があつたときは、前項各号に掲げる事項を速やかに(委託を受けた取引が成立した場合にはその都度前項各号に掲げる事項に係る通知を受けることについて委託者から請求があつたときは、当該取引の成立の都度)通知しなければならない。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(委託者に対する定期的な残高の照合等) 第22条 受託会員は、委託者に対し、書面により、定期的に毎月1回以上、次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剰額の返還について委託者の指示を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>2 受託会員は、前項の規定によるほか、委託者から請求があつたときは、前項各号に掲げる事項を速やかに通知しなければならない。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>(以下省略)</p>

附 則

平成27年3月12日開催の理事会において決議した第22条第1項及び第2項の規定の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成27年月日）から施行する。